

# 第1章 一元的相談窓口の概要

## 1 | 経緯

日本を訪れる外国人や、日本に在留する外国人が増加を続ける中、政府においては、「特定技能」の在留資格の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を決定しました。

総合的対応策施策番号7で、都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村約100か所において、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」を設置することを支援すると明記され、そのための予算として、平成30年度補正予算（第2号）において、外国人受入環境整備交付金の予算が計上されました。

その後、「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」の呼称を「一元的相談窓口」と改めつつ、例年改訂される総合的対応策において、政府が取り組むべき施策として、「一元的相談窓口」及び「外国人受入環境整備交付金」が記載されています。

また、外国人受入環境整備交付金は、令和元年9月に交付対象を全ての地方公共団体に拡大しており、令和2年度から複数の地方公共団体による共同設置を認めるなどの見直しを行い、令和4年度からは交付金実施事業者の自ら行う事業への勧誘に係る制限を緩和しています。



総合的対応策のページ

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/nyuukokukanri01\\_00140.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/nyuukokukanri01_00140.html)

